

日本司法精神医学会
学会認定精神鑑定医 受験要項

平成30年度版

日本司法精神医学会 研修・教育企画委員会

目 次

I. はじめに	1
II. 学会認定精神鑑定医 受験要項	2
1. 資格審査実施日程	2
2. 受験資格要件	3
3. 申込受付期間	3
4. 受験申請費用	3
5. 申込先及び申込方法	4
6. 提出書類	4
7. 提出する精神鑑定例	5
8. 精神鑑定書の作成要領及び注意点	5
9. 要約書の作成要領及び注意点	6
10. 申請書類提出後の予定	8
11. 書面による審査	8
12. 面接による審査	9
13. 再受験	10
14. 合否の審査及び決定	10
15. 合否の発表	10
16. 認定の登録	10
17. 認定証の交付	10
18. 認定の更新	11
19. 個人情報の取り扱い	11
III. 学会認定精神鑑定医 認定までの流れ	12

I. はじめに

学会認定精神鑑定医制度の発足にあたって

精神鑑定は精神医学の中で、決して特異な領域ではなく、対象となった人の精神状態を経時的に明らかにするという精神医学の極めて基本的な部分と言えます。中でも刑事精神鑑定は、犯行当時の精神状態を中心にその経過を明らかにするものですが、そのためには生物学的な各種検査結果、犯罪に関する記録、家族歴・既往歴・現病歴、心理的検査結果などを検討し、さらに、鑑定面接を行って総合的な判定が求められます。精神医学の専門知識だけでなく、精神鑑定に関する一定の知識を備えなすることも必要になります。

本学会は、精神鑑定の質を向上させるために、平成21年から「刑事精神鑑定ワークショップ」を開催してきましたが、さらに、我が国の精神鑑定を充実させるために、精神鑑定に携わっている方々のうち、その専門的知識・能力が備わっていることを認定する「学会認定精神鑑定医制度」を発足することになりました。目的は、質の高い精神鑑定医を認定することで精神鑑定業務の円滑化を図ること、精神鑑定に携わる人達の目標を作ること、そして、何よりもこのような制度を作ることが育成制度も含めて我が国の精神鑑定の向上につながることを期待するものです。

精神鑑定に携わっている精神科医の中で精神鑑定を専門としている医師は少数で、多くの精神科医は、日常診療に忙殺されている中で、突然に依頼された精神鑑定をこなそうと献身的に働いているのが現状です。このような労苦に応じて、新たに発足する「学会認定精神鑑定医制度」が、円滑な鑑定業務に寄与するだけでなく、医療のなかで精神鑑定が重要であることが理解され、さらに、精神鑑定に興味をもつ精神科医が増えていくことも期待したいと思えます。

この制度の発足のために、学会員だけでなく、多くの関係機関のご協力をいただきましたことに感謝いたします。そして何よりも試験委員の多大な協力があったことを申し添えます。

日本司法精神医学会
理事長 五十嵐 禎人

II. 学会認定精神鑑定医 受験要項

1. 資格審査実施日程

(1) 受験申請

「申込受付期間」 平成30年4月1日（日）～5月31日（木）

◆締切当日消印有効

(2) 受験資格に関する審査

「受験資格確認票の送付」 平成30年6月20日（水）～6月30日（土）

◆申請書類により受験資格要件に該当するか否かを審査した上で、受験資格確認票を本人宛に送付します。

◆6月30日を過ぎても受験資格確認票が届かない場合には事務局へ連絡して下さい。

◆資格審査の結果、受験資格を欠く場合も6月30日までに別途書面にて通知します。

◆受験資格審査の結果、受験要件を満たしていないと認定され、受験に至らなかった場合には受験申請料を返却します。なお、返却金の送金に係る費用は申請者の負担とします。

◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

(3) 書面による審査

「合否通知」平成30年7月30日（月）～8月5日（日）

◆受験資格を満たしている申請者については、申請時に提出した精神鑑定書の書面審査を行います。

◆合否の結果は本人宛に送付します。合格者には面接による審査の日時を指定して通知します。

◆ 月 日を過ぎても通知が届かない場合には事務局へ連絡して下さい。

◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

(4) 面接による審査

「面接日」平成30年8月18日（土）

時間：書面審査の合格者へ個別に通知します。

場所：

(5) 審査の合否通知

平成30年9月（予定）

◆この予定は、受験者数により多少変更されることがあります。

◆10月30日を過ぎても合否の通知が届かない場合には事務局へ連絡して下さい。

(6) 認定

「認定証交付及び名簿登録」平成31年3月下旬（予定）

◆合格者へ認定証を交付します。

◆学会認定精神鑑定医名簿に登録します。

2. 受験資格要件

- (1) 日本国の医師免許証を有する者
- (2) 試験申請時に学会員である者
- (3) 精神保健指定医であって、日本精神神経学会専門医の認定を受けている者
(本制度の施行から5年間は過渡的措置として、いずれか一方で要件をみたくすものとします。)
- (4) 学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」の双方を試験申請時より過去5年以内に受講している者

3. 申込受付期間

平成30年4月1日(日)～5月31日(木)

◆締切当日消印有効

4. 受験申請費用

受験申請料 30,000円(受験申請時に納入) 納入期限:受験申請書類提出前
認定審査料 30,000円(面接審査時に納入) 納入期限:平成30年8月10日
登録料 10,000円(合格証交付時に納入) 納入期限:平成30年11月30日

郵便振替口座

口座番号:02290-5-120394

加入者名:日本司法精神医学会 認定鑑定医制度事務局

- ◆最寄りの郵便局で、払込取扱票(青色)を使用し、「郵便振替口座番号」「加入者名」「金額」「ご依頼人」欄に記入して納入して下さい。
- ◆通信欄へは「受験申請料」、「認定審査料」、「登録料」のいずれかを記入して下さい。また、「ご依頼人」と受験申請者が異なる場合は、通信欄に受験申請者名も記入して下さい。
- ◆振込手数料は各自で負担して下さい。
- ◆受験申請料は受験申請時に納入して下さい。受験申請料の返却はいたしません。ただし、受験資格審査の結果、受験要件を満たしていないと認定され、受験に至らなかった場合には返却します。なお、返却金の送金に係る費用は申請者の負担とします。
- ◆認定審査料は書面審査の合格通知を確認の上、平成30年8月10日(金)までに納入して下さい。
- ◆登録料は認定審査の合格通知を確認の上、平成30年11月30日(金)までに納入して下さい。

5. 申込先及び申込方法

(1) 申込先

〒025-0033 岩手県花巻市諏訪500 (独) 国立病院機構花巻病院
日本司法精神医学会 認定鑑定医制度事務局
TEL 0198-24-0511 FAX 0198-24-1721

(2) 申込方法

申請に必要な書類一式を郵送して下さい。

- ◆必ず郵便書留を利用して下さい。
- ◆レターパック等の使用はお控え下さい。

6. 提出書類

(1) 学会認定精神鑑定医受験申込書 (※)

(2) 受験資格調査票 (※)

(3) 医師免許証の写し

(4) 精神保健指定医の証の写し及び日本精神神経学会専門医の資格認定証の写し (本制度施行期日から5年間は、過渡的措置として、いずれか一方で要件をみたすものとします。)

(5) 試験申請時より過去5年以内に学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」及び「事例検討会」の修了証書 (いずれも、その写し)

(6) 受験申請料振込領収証 (写し)

(7) 精神鑑定例5件 (詳細は次項に記載)

次項に記載する各事例について匿名化した精神鑑定書4部及び所定の書式で作成した要約書 (※) の写し4部

例：

精神鑑定	1例目	匿名化した精神鑑定書4部+要約書4部
〃	2例目	匿名化した精神鑑定書4部+要約書4部
〃	3例目	匿名化した精神鑑定書4部+要約書4部
〃	4例目	匿名化した精神鑑定書4部+要約書4部
〃	5例目	匿名化した精神鑑定書4部+要約書4部
合計		匿名化した精神鑑定書20部+要約書20部提出

※印は、学会ホームページ (<http://www.jsfmh.org/>) よりダウンロードして使用して下さい。

- ◆提出された書類は原則として返却しません。
- ◆受験資格・提出書類が要件に該当するか否かを審査し、受験要件を満たしていない申請者へは結果を通知します。
- ◆受験要件を満たしている申請者については、試験委員会にて書面による審査を行います。

◆平成30年6月2日に開催する第10回刑事精神鑑定事例検討会は今年度の受験資格に含みます。

7. 提出する精神鑑定例

- (1) 申請にあたって提出する精神鑑定例は、過去5年間に自ら鑑定人として行った精神鑑定例5件とします。
 - (2) 前項の規定により提出する精神鑑定例は、起訴前本鑑定（刑事訴訟法第223条の規定により検察官から嘱託された刑事責任能力にかかる鑑定）又は刑事訴訟法第165条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第50条に定める決定に基づくものを含む。）とします。ただし、提出する精神鑑定書は証人尋問で提示したパワーポイント印刷物ではなく、公判前整理手続きで裁判所に提出した精神鑑定書とします。なお、訴訟能力鑑定書及び意見書は除きます。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、提出する精神鑑定例5件のうち2件については、刑事訴訟法第197条に定める任意捜査の枠内で行われる刑事責任能力にかかる簡易精神鑑定又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づいて裁判官と精神保健審判員の命じる鑑定の精神鑑定例に代えることができます。ただし、家庭裁判所の依頼による処遇鑑定など、責任能力に関する考察を行わない精神鑑定書は除くものとする。
 - (4) 提出された精神鑑定書及び要約書は、受験資格審査及び書面による審査の可否にかかわらず、返却しないものとします。なお、提出された精神鑑定書及び要約書は、認定鑑定医制度事務局にて厳重に保管し、異議申し立て期間終了後は速やかに廃棄します。ただし、書面による審査または面接による審査に不合格となった場合には、再受験に備え5年間保管します。
- ◆過去5年間とは、鑑定書提出日が平成25年4月1日～平成30年3月31日を原則とし申請日までのものを有効とします。
 - ◆審査及びその結果について疑義・不服等のある方は、書面をもって、研修・教育企画委員会に対して異議を申し立てることができます。異議申し立て期間は認定鑑定医の認定結果通知から90日間とします。
 - ◆平成31年度より精神鑑定例数を本鑑定(2項に記載されている起訴前又は裁判所依頼の刑事責任能力鑑定)3件に変更を予定しております。

8. 精神鑑定書の作成要領及び注意点

- (1) 書式
ワープロで記載したもの（手書き不可）で提出して下さい。文字の大きさは10.5～12ポイントとし、用紙サイズはJIS規格A4判とします。
- (2) 匿名化
以下は、匿名化して提出して下さい。その他、個人情報保護に細心の注意を

払い記載して下さい。

①氏名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A, B, C等、もしくは、○印等で匿名化して下さい。

例：○氏、東京都品川区→D市

◆精神鑑定書に直接墨で塗りつぶしたものを提出することも可とします。

②事件発生年をX年とします。

(3) 記入方法

①事例番号

提出する5件の事例にそれぞれ右上に1～5の番号をつけて下さい。その要約書にも同じ番号をつけて下さい。

②嘱託機関への鑑定書提出日がわかるようにして下さい。

(4) 提出

各事例について精神鑑定書を4部提出して下さい。

◆精神鑑定書は全部で20部提出して下さい。(1事例につき4部×5事例)

9. 要約書の作成要領及び注意点

(1) 要約書

所定の書式を学会ホームページ (<http://www.jsfmh.org/>) よりダウンロードして使用して下さい。

◆学会ホームページに要約書記入例を掲載しています。

(2) 書式

ワープロで記載したもの(手書き不可)で提出して下さい。文字の大きさは12ポイントとし、用紙サイズはJIS規格A4判とします。

(3) 匿名化

以下は、匿名化して提出して下さい。その他、個人情報保護に細心の注意を払い記載して下さい。

①氏名等の固有名詞及び地名

イニシャルではなく、A, B, C等、もしくは、○印等で匿名化して下さい。

例：○氏、東京都品川区→D市

②事件発生年をX年として下さい。

(4) 記入方法

①受験番号

事務局で記入します。空欄で提出して下さい。

②受験者氏名

受験申請者(自ら鑑定人として行った精神鑑定書の作成者)氏名を記入して下さい。

③提出年月日

受験申請書類提出日を記入して下さい。

④事例番号

提出する5件の事例にそれぞれ1～5の番号をつけて下さい。その精神鑑定書にも同じ番号をつけて下さい。

⑤被鑑定人仮称

被鑑定人本人の仮称をA～Eの中から選択して下さい。5件の事例で重複がないようにして下さい。

⑥性別

被鑑定人の性別をいずれかにレ点（チェック）を記入して下さい。

⑦鑑定時満年齢

被鑑定人の鑑定時の年齢を記入して下さい。

⑧鑑定種別

鑑定種別いずれかにレ点を記入して下さい。

起訴前本鑑定を行ったものについて、後日あらためて公判で証言することになった場合も、ここでは起訴前本鑑定に分類して下さい。

提出できる鑑定書の種類に注意して下さい。訴訟能力鑑定書、意見書、私的鑑定は含みません。

⑨事件1 罪種

複数の事件が対象となっている場合、時系列順に事件1、2・・・と数字を付して追加して下さい。その場合、年号の置き換え「X年」は最初の事件である「事件1」の年として下さい。

⑩事件

事件の概要を示して下さい。被疑事実、公訴事実などから引用しても構いません。

⑪鑑定受嘱日

鑑定依頼を受嘱した日を記入して下さい。

⑫鑑定書提出日

鑑定書提出日を記入して下さい。

鑑定書は過去5年間（鑑定書提出日が平成25年4月1日～平成30年3月31日を原則とし申請日まで）のものを有効とします。

⑬鑑定入院

鑑定入院の有無にレ点を記入して下さい。

⑭鑑定事項

鑑定依頼の通りに記入して下さい。

⑮鑑定主文

実際の鑑定書に記した通りに記入して下さい。

⑯A. 事件前後の精神状態の要約（600文字以内）

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入して下さい。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（ ）で記入して下さい。半角1文字も1字と数えます。

⑯B. 特記すべき検査・面接事項（200文字以内）

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入して下さい。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（ ）で記入して下さい。半角1文字も1字と数えます。

⑱C. 精神医学的診断：

使用した診断基準も記入して下さい。（従来診断も可としますが、その場合にもできるだけ操作的診断基準による診断も併記して下さい）。2つ以上の診断がある場合には主たるものから列挙して下さい。

⑲D. 精神医学的診断の根拠（200文字以内）

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入して下さい。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（ ）で記入して下さい。半角1文字も1字と数えます。

⑳E. 事件と精神障害の関係についての説明の要約（600文字以内）

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入して下さい。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（ ）で記入して下さい。半角1文字も1字と数えます。

㉑F. その他に意見を求められている場合（たとえば弁識能力／制御能力の有無・程度、医療観察法の適用など）にはその説明の要約（400文字以内）

上限の文字数を念頭に、簡潔に記入して下さい。無理に多く記す必要はありません。また、文末に文字数を（ ）で記入して下さい。半角1文字も1字と数えます。

(5) 提出

各事例について要約書を4部提出して下さい。

◆要約書は全部で20部提出して下さい。（1事例につき要約書4部×5事例）

10. 申請書類提出後の予定

(1) 受験申請 → 受験資格に関する審査 → 書面による審査（合否結果 8月通知）→ 面接による審査 → 審査の合否通知（合否結果 9月通知）→ 認定証交付及び名簿登録（平成31年3月）

11. 書面による審査

(1) 審査書類

審査は提出された精神鑑定書及び要約書で実施します。

審査は3名の審査委員によって実施されます。3名のうち2名以上の審査委員が提出された鑑定書が審査基準を満たしていると判断した場合、試験委員会において審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て合否を決定します。

(2) 審査内容

①必要な形式（記載事項）を整えていること。

②精神鑑定を行うにあたって、事件内容、被鑑定人の生活歴、現病歴、犯行当時の精神状態など必要な情報が集められていること。

③精神医学的に正確な診断が行われていること。

- ④精神鑑定を行うにあたって、鑑定人の公平な立場が確保されていること。
- ⑤求められた鑑定事項について適切に鑑定を行っていること。
- ⑥病状とその重症度及び事件当時の精神状態とそれが犯行に及ぼした影響について適切に検討されていること。
- ⑦責任能力の判定を求められた場合は、理非善悪の判断能力とそれに従って行動する能力について適切に検討されていること。
- ⑧必要な各種検査が行われていること。
- ⑨その他、精神鑑定に必要な事項を備えていること。

(3) 合否通知

平成30年7月30日(月)～平成30年8月5日(日)

- ◆合否の結果は本人宛に送付します。合格者には面接による審査の日時を指定して通知します。
- ◆書面による審査で保留判定となる場合があります。その場合面接による審査において確認を行います。
- ◆面接審査にて、保留事例の疑義が解消に至らなかった場合、書面審査不合格となります。また、面接では保留事例以外についても確認します。
- ◆8月5日を過ぎても通知が届かない場合は事務局へ連絡して下さい。
- ◆面接を行った上で書面審査不合格となった場合、認定審査料(面接審査時に納入)の返却はいたしません。
- ◆提出された申請書類及び精神鑑定書は、合否にかかわらず返却しません。

12. 面接による審査

(1) 口頭試問

提出された精神鑑定書及び要約書について3名の審査委員により試問が行われます。

試問は、提出された精神鑑定書について、不明確な点及び鑑定を行う上で重要と思われる点等を中心に行われます。また、精神鑑定に関する知識及び精神鑑定医としての資質が備わっているかについても審査を行います。

(2) 面接日時

面接日：平成30年8月18日(土)

時間：書面審査の合格者へ個別に通知します。

場所：東京八重洲ホール(東京都中央区日本橋3-4-13)

(3) 面接所要時間

45分程度

(4) 面接日当日

- ①受験資格確認票を持参の上、面接開始15分前までに受付を済ませて指定の場所へお越し下さい。面接開始時刻を過ぎた場合は受験できません。
- ②会場には提出した精神鑑定書を持ち込むことができます。
- ③試問内容に関する質問は一切受けません。

④受験資格確認票は、合否の発表があるまで面接終了後も大切に保管して下さい。

「当日の持ち物」

- ・受験資格確認票
- ・筆記用具
- ・提出した精神鑑定書
- ・提出した要約書

- ◆平成30年度認定は30名程度までとします。
- ◆申込多数の場合、面接審査は申込先着順で実施します。
- ◆書面審査に合格したにもかかわらず、定員数となり面接審査を受けることが出来なかった受験者には、翌年（平成31年度）面接審査のみ実施します。面接日については後日本人宛に通知します。

1.3. 再受験

- (1) 再受験の回数に制限はありません。
- (2) 再受験にあたり、提出する過去5年以内の精神鑑定書は、初回受験時より5年以内のものに加え、再受験する年の受験申請日までのものも有効とします。
- (3) 前回不合格となった事例の再提出はできません。別の事例を提出して下さい。合格又は保留となった事例を再提出する必要はありません。ただし、保留となった事例を別の事例に差し替えて提出することは可能です。

1.4. 合否の審査及び決定

書面による審査、面接による審査のいずれにおいても、各審査委員の報告に基づいて試験委員会において審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て合否を決定します。

1.5. 合否の発表

平成30年9月（予定）

- ◆この予定は、受験者数により多少変更されることがあります。
- ◆10月30日を過ぎても合否の通知が届かない場合は事務局へ連絡して下さい。

1.6. 認定の登録

合格者には、合格通知とともに「学会認定精神鑑定医認定証の交付手続き要項」と「登録料請求書（10,000円）」を郵送します。期日までに手続きをして下さい。

- ◆提出及び納入期日 平成30年11月30日（水）

1.7. 認定証の交付

理事長より認定鑑定医認定証を交付します。

認定証は郵送にてお送りします。

18. 認定の更新

- (1) 認定鑑定医は、5年ごとに認定の更新の手続きが必要です。
- (2) 認定を受けた日から5年を満了する前の最終年度において研修・教育企画委員会が定める期日までに、次の申請書類を提出して下さい。
 - ①学会認定精神鑑定医更新申請書
 - ②次項に規定する匿名化した精神鑑定書及びその要約書の写し各1部
 - ③更新の申請書類提出日から過去5年以内に学会が開催する「刑事精神鑑定ワークショップ」又は「事例検討会」の修了証書（いずれも、その写し）
- (3) 提出する精神鑑定例は、起訴前本鑑定（刑事訴訟法第223条の規定により検察官から囑託された刑事責任能力にかかる鑑定）又は刑事訴訟法第165条の定めにより裁判所が命じた公判中若しくは公判前の刑事責任能力にかかる鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第50条に定める決定に基づくものを含む。）とします。ただし、提出する精神鑑定書は証人尋問で提示したパワーポイント印刷物ではなく、公判前整理手続きで裁判所に提出した精神鑑定書とします。なお、訴訟能力鑑定書及び意見書は除きます。また、申請書類提出の日から過去5年内に行ったもの1例にかかるものとします。
- (4) 試験委員会は提出された匿名化した精神鑑定書及びその要約書をもって更新の審査を行い、研修・教育企画委員会の議決及び理事会の承認を経て更新します。

◆認定更新の手続きの詳細については、更新時期に該当者へ通知します。

19. 個人情報の取り扱い

申込書等に記載された個人情報については、試験施行における本人確認等、試験に関する業務以外には使用しません。

Ⅲ. 学会認定精神鑑定医 認定までの流れ

- ①学会ホームページより受験要項及び申請用書式のダウンロード
(URL <http://www.jsfmh.org/>)
↓
- ②受験申請料振込 (30,000円)
受験申請料振込領収証の写しが提出書類として必要です。
↓
- ③受験申込書の提出
【申込受付期間 平成30年4月1日(日)～5月31日(木)】
↓
- ④受験資格確認票の受領
【事務局より送付 平成30年6月20日(水)～6月30日(土)】
↓
- ⑤書面による審査
【書面審査合否通知 平成30年7月30日(月)～8月5日(日)】
↓
- ⑥認定審査料振込 (30,000円)
↓
- ⑦面接による審査
【面接日 平成30年8月18日(土)】
↓
- ⑧合否通知の発送
【平成30年9月(予定)】
↓
- ⑨登録手続き用紙の提出・登録料振込 (10,000円)
【締切日 平成30年11月30日(金)】
↓
- ⑩認定証交付及び名簿登録
【平成31年3月下旬(予定)】
↓
- ⑪認定後、5年ごとの資格認定更新